

Ⅲ 騒音・振動関係

1 騒音規制等に関する基準

(1) 騒音に係る環境基準（平成10環告64・平成12環告20）

① 環境基準

ア 道路に面する地域以外の地域

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値（特例）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

エ ①の環境基準の基準値の評価方法

- (ア) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
 この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
 (イ) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
 (ウ) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

② 達成期間等

ア 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

(7) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるように努めるものとする。

(4) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

ただし、幹線道路を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

(9) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(7)及び(4)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(4)を準用するものとする。

イ 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

ウ 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

③ 環境基準の適用除外

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

④ 地域の類型指定

(平成11年県告示第149号)

該 当 類 型	地 域 の 区 分
AA	該当地域なし
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

① 環境基準

(昭和50年県告46号)

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

② 地域の類型指定

(昭和52年県告示第406号)

該当類型	地 域 の 区 分	地 域 の 範 囲
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線（トンネルの部分（両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。）を除く。）から左右両側それぞれ300メートル（橋りょう構造に係る部分については、400メートル）以内の地域（広島車輛基地に係る側線部分（分岐点51イロから軌道の末端までの部分に限る。）については、両端の軌道の中心線（末端から進行方向に300メートルを加えた部分を含む。）から外部方向にそれぞれ300メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に300メートル以内の地域）
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

③ ①の環境基準の基準値の測定・評価方法

ア 測定は、新幹線鉄道の上下り列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

イ 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

ウ 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。

エ 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

④ 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該目標達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分			達 成 目 標 期 間		
			既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域		3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	70デシベルを超え80デシベル未満の区域	イ	7年以内	開業時から3年以内	
		ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え75デシベル以下の区域		10年以内	開業時から5年以内	

備考 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

(3) 自動車騒音の要請限度

(騒音規制法第17条、平成12年総令第15)

① 基準値

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲)	75デシベル	70デシベル

(備考) 1 a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物(以下「住居等」という。)が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、原則として1.2mとする。

3 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行われるものとする。

4 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによるものとする。

5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

② 区域の区分の定め

(平成12年県告示第390号)

区域の区分	区域の範囲
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(4) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

① 規制基準

(昭和48年県告示第171号、条例施行規則別表第11)

区 域 の 区 分		時間の区分	許容限度 (デシベル)	
種 別	地 域		騒音規制法	広島県県生活環境保全等に関する条例
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	昼 間	5 0	5 0
		朝 ・ 夕	4 5	4 5
		夜 間	4 5	4 5
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼 間	5 5	5 5
		朝 ・ 夕	5 0	5 0
		夜 間	4 5	4 5
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	昼 間	6 0	6 5
		朝 ・ 夕	6 0	6 5
		夜 間	5 0	5 5
第4種区域	工業地域	昼 間	7 0	7 0
		朝 ・ 夕	7 0	7 0
		夜 間	6 0	6 5

時 間	区 分
6 : 0 0	朝
8 : 0 0	
1 8 : 0 0	昼 間
	夕
2 2 : 0 0	夜 間
6 : 0 0	

備考

- 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行うものとする。
- 「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の指定地域に指定された地域をいう。

② 騒音関係の特定施設

番号	施設の名 称	規 模 又 は 能 力		用 途
		騒 音 規 制 法	広島県生活環境の保全等に関する条例	
1	金属加工機械			
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの		常温あるいは高温で、回転する2本のロープの間に金属を通過させて圧延し、板材、帯材等をつくる機械
	ロ 製管機械	すべての施設		円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの		金属材料の曲げを行う機械の総称
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	すべての施設		水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等加工を行う機械
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294KN以上のもの		被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの		一對のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
	ト 鍛造機	すべての施設		金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
	チ ワイヤフォーミングマシン	すべての施設		線材又は針金を加工してヘヤーピン等の針金属製品をつくる機械
	リ ブラスト（クブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）	すべての施設		鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
	ヌ タンブラー	すべての施設		鋳物と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
	ル 高速度切断機	といしを用いるものに限る	といしを用いるものを除く	金属材料を高速回転する円盤の刃に押しつけて切断する機械
	オ やすり目立機		すべての施設	刃の連続的な上下運動により、なめし鉄にやすり目を刻む機械
	ワ 旋盤		原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
	カ 型削盤			小型工作物の平面を切削する機械（テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切断を行う。）
	コ 平削盤		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	長大な平面を切削するのに用いる機械（水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。）
	ク 金属研磨機（移動式のものを除く。）		すべての施設	砥石を工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	原動機の定格出力が7.5kw未満3.75kw以上のもの	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機である。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの		【破碎機】鉱山での鉱石の破碎、化学工場等における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】鉱山、化学工場などで原料の細、微粉化に使用 【ふるい、分級機】鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用

番号	施設の名称	規模又は能力		用途
		騒音規制法	広島県生活環境の保全等に関する条例	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	すべての施設		繊維糸を織物として織り上げる機械
5	建設用資材製造機械			
	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く。）	混練機の混練容量が0.45m³以上のもの		コンクリートの材料を集積貯蔵し、所定配合量づつ計量してコンクリートミキサに投入混練してコンクリートを製造する設備
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの		機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
	ハ コンクリートブロックマシン		すべての施設	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの		小麦等を粉砕する機械
7	木材加工機械			
	イ ドラムバーカー	すべての施設		ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの		バーカーで皮むきをした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
	ハ 碎木機	すべての施設		砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上、木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	木工用のものに限り原動機の定格出力が2.25kw未満0.75kw以上のもの	エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
	ホ 丸のこ盤			丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの		木材の凹凸の表面を平坦化する、塗料のための仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
8	抄紙機	すべての施設		パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	すべての施設		印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
10	合成樹脂用射出成形機	すべての施設		加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	すべての施設		鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型を造る機械
12	ダイカストマシン		すべての施設	アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械
13	オシレートコンベア		すべての施設	未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア
14	電動発電機		すべての施設	交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置（鋳物溶解の熱源として使用）

(5) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

① 規制基準

(昭和43年厚生省・建設省告示第1号、昭和48年県告示第171号)

特 定 建 設 作 業 の 区 分	音の大きさの許容限度	禁 止 され る 作 業 時 間	1 日 の 作 業 の 許 容 時 間	連 続 作 業 の 許 容 期 間	休日作業の禁止		
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル	第 1 号区域 午後 7 時 ～ 翌 日 の 午前 7 時	第 1 号区域 10時間	6 日以内	日曜日その他の 休日には行わないこと		
びょう打機を使用する作業							
さく岩機を使用する作業							
空気圧縮機を使用する作業							
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		第 2 号区域 午後10時 ～ 翌 日 の 午前 6 時	第 2 号区域 14時間				
バックホウを使用する作業							
トラクターショベルを使用する作業							
ブルドーザーを使用する作業							

(備考) 1 第1号区域とは、特定工場等の騒音の指定地域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の騒音の指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

② 騒音関係の特定建設作業

番号	作 業 の 種 類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

2 振動規制等に関する基準

(1) 道路交通振動の要請限度

(振動規制法第16条、同法施行規則別表第2)

区域の区分		時間の区分	昼間 (7:00～19:00)	夜間 (19:00～7:00)
第1種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域		70デシベル	65デシベル

(備考) 1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

3 振動レベルは、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

(2) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

① 規制基準

(昭和53年県告示第58号)

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	許容限度 (デシベル)	時間	区分
第1種区域	騒音指定地域の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲	昼間	60	7:00 19:00	昼間
		夜間	55		
第2種区域	騒音指定地域の区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域の範囲	昼間	65	7:00	夜間
		夜間	60		

② 振動関係の特定施設

番号	施設 の 名称	規模又は能力	用 途
1	金属加工機械		
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等加工を行う機械
	ロ 機械プレス	すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	ハ セン断機	原動機の定格出力が1kw以上のもの	一對のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
	ニ 鍛造機	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの	線材又は針金を加工してヘヤーピン等の針金製品をつくる機械
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機である。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場等における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細、微粉化に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械
5	建設用資材製造機械		
	ハ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
	ニ コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管を造る機械
	ホ コンクリート柱製造機械		
6	木材加工機械		
	イ ドラムバーカー	すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	バーカーで皮むきをした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
9	合成樹脂用射出成形機	すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る）	すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型を造る機械

(3) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

① 規制基準

(振動規制法施行規則別表第1、昭和53年県告示第58号)

特 定 建 設 作 業 の 区 分	振動の大きさ の 許 容 限 度	禁 止 さ れ る 作 業 時 間	1 日 の 作 業 の 許 容 時 間	連 続 作 業 の 許 容 期 間	休日作業の禁止
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75デシベル	第1号区域 午後7時 ～ 翌日の午前7時	第1号区域 10時間	6日以内	日曜日その他の 休日には行わないこと
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		第2号区域 午後10時 ～ 翌日の午前6時	第2号区域		
舗装版破碎機を使用する作業					
ブレーカーを使用する作業			14時間		

(備考) 1 第1号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち、特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

② 振動関係の特定建設作業

番号	作 業 の 種 類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

3 音響機器音等に関する規制

音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制

(広島県生活環境の保全等に関する条例)

項目	内 容				適 用 除 外
	区 域 の 区 分		時間の 区 分	許容限度 (デシベル)	
	種 別	地 域			
音 響 機 器 音	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	5 0	条例第62条 1 法令により認められた事項のためにするとき 2 広報その他で公共のためにするとき 3 時報（午後11時から午前5時までの間に報ずるものを除く。）のためにするとき 4 祭礼、盆おどりその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき
			朝夕	4 5	
			夜間	4 5	
	第 2 種区域	(1) 第 1 種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20メートル以内の地域 (2) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	昼間	6 5	
			朝夕	5 5	
			夜間	5 0	
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域のうち、併用軌道の敷設のある道路及び幅員11メートル以上の道路の境界線から20メートル以内の地域	昼間	7 5	
			朝夕	6 5	
			夜間	6 0	
拡 声 放 送	屋外に向け、又は屋外で営業宣伝を行う者についての遵守事項 1 禁止期間 5 月 ～ 8 月 午後9時～午前7時 その他の期間 午後8時～午前7時 2 継続時間 1 時間につき45分を超えて放送しないこと。 (移動して行う場合を除く) 3 競 合 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと。 4 高さ制限 地上8メートル以上の高さから放送しないこと。				
学 校 周 辺 等 辺	学校、図書館、児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において、その教育、利用、保育又は医療に支障がある騒音を発してはならない。				1 条例第60条 指定地域内の騒音関係特定事業場、特定建設作業、音響機器から発生する騒音を除く。 2 条例第62条 (音響機器音の項目に同じ)
深 夜 騒 音	午後11時から午前5時までの間は、屋内、屋外のいずれから発する場合においても、近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。				
風 俗 営 業 者 等	風俗営業、興行場営業又は飲食店営業の営業者は、営業のため、音響機器音を直接屋外に向けて発してはならない。				

(備考) 1 時間の区分

朝：午前5時から午前8時まで 昼間：午前8時から午後7時まで

夕：午後7時から午後11時まで 夜間：午後11時から翌日の午前5時まで

2 騒音の測定場所は、音源からその周辺の建物（現に人が起居し、または業務を行っているものに限る。）に至る最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあっては、その音源から10メートルの位置）とする。

3 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準は、音響機器に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。

4 騒音・振動関係特定施設の届出状況

(平成23年3月31日現在)

届出の種類		騒音規制法		広島県生活環境の保全等に関する条例		振動規制法	
番号	施設	特定施設総数	特定工場等総数	特定施設総数	特定工場等総数	特定施設総数	特定工場等総数
1	金属加工機械	130	20	184	25	93	19
2	空気圧縮機及び送風機	570	62	183	41	247	45
3	土石、鉱物用破碎機等	11	4	-	-	14	5
4	織機	0	0	-	-	0	0
5	建設用資材製造機械	11	3	4	2	6	2
6	穀物用製粉機	1	0	-	-	-	-
7	木材加工機械	264	38	151	33	22	13
8	抄紙機	0	0	-	-	-	-
9	印刷機械	51	12	-	-	39	6
10	ゴム練用等のロール機	-	-	-	-	0	0
11	合成樹脂用射出成形機	71	5	-	-	65	4
12	鋳造型機	0	0	-	-	8	1
13	ダイガストマシン	-	-	0	0	-	-
14	オシレートコンベア	-	-	0	0	-	-
15	電動発電機	-	-	1	0	-	-
合 計		1,109	144	523	101	494	95

区域別特定工場数

(平成23年3月31日現在)

届出の種類	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	合計
騒音規制法	3	49	68	24	144
広島県生活環境等に関する条例	1	44	45	11	101
振動規制法	34	61	-	-	95

5 騒音・振動測定結果

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果（その1）

測定年月日		平成22年10月21日(木)～22日(金)					測定地点		No. 1 地点			
測定場所		廿日市市本町1番12号 廿日市警察署前 (国道2号 道路端)										
測定時間		天候	時間区分	騒音レベル (dB)						時間区分	振動レベル (dB)	
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル						80%レンジ 上端値	
				LAeq	LA5	LA10	LA50	LA90	LA95		LAmaz	L10
10:00	11:00	曇	昼間	69.8	74.7	73.6	67.9	55.3	51.1	82.6	昼間	42
11:00	12:00	曇		68.9	73.7	72.5	67.2	54.4	50.6	80.8		39
12:00	13:00	曇		69.2	74.2	73.0	67.4	53.1	48.6	81.9		35
13:00	14:00	曇		68.6	73.7	72.4	66.2	54.0	49.8	83.8		37
14:00	15:00	曇		69.7	74.4	73.2	68.0	55.3	50.9	84.5		38
15:00	16:00	曇		69.1	74.0	72.9	67.3	54.0	50.9	81.8		43
16:00	17:00	曇		69.1	74.1	72.9	67.4	53.1	49.1	81.7		39
17:00	18:00	曇		68.6	73.5	72.2	67.0	53.5	49.6	84.1		37
18:00	19:00	曇		69.6	74.6	73.4	67.8	51.7	47.5	82.5		35
19:00	20:00	曇		69.6	74.7	73.5	67.1	50.6	45.9	88.1		夜間
20:00	21:00	曇	68.8	74.6	73.2	64.5	46.1	42.9	84.0	35		
21:00	22:00	曇	68.8	74.7	73.3	63.6	45.1	42.2	86.0	35		
22:00	23:00	曇	夜間	67.1	73.8	71.8	57.6	41.3	39.8	86.0	35未満 (34)	
23:00	0:00	曇		65.8	73.1	70.6	53.1	39.6	38.5	85.8	35未満 (32)	
0:00	1:00	曇		64.1	71.6	68.0	47.1	37.4	36.5	87.2	35未満 (31)	
1:00	2:00	曇		62.9	70.3	65.2	44.0	37.0	36.4	82.4	35未満 (26)	
2:00	3:00	曇		61.6	68.5	63.0	42.6	37.2	36.8	81.3	35未満 (27)	
3:00	4:00	曇		60.6	67.0	60.7	41.5	36.5	36.1	80.8	35未満 (25)	
4:00	5:00	曇		61.6	68.3	62.4	42.3	36.8	36.3	81.9	35未満 (31)	
5:00	6:00	曇	63.8	71.4	67.3	47.3	38.3	37.7	84.4	35未満 (29)		
6:00	7:00	曇	昼間	68.2	75.0	73.0	59.2	43.5	41.2	83.6	昼間	38
7:00	8:00	曇		70.6	75.6	74.3	68.6	53.3	48.7	84.6		38
8:00	9:00	曇		70.4	75.5	74.2	68.4	54.9	51.0	83.3		46
9:00	10:00	曇		69.8	74.9	73.6	67.8	54.9	51.3	82.6		42
基準時間帯平均レベル			昼間	69	74	73	67	52	48	88	昼間	39
			夜間	64	71	66	47	38	37	87	夜間	35未満 (32)

注 1、基準時間帯平均レベルの欄は、騒音(昼間：6時～22時、夜間：22時～6時)、振動(昼間：7時～19時、夜間19時～7時)である。

2、基準時間帯平均レベルの等価騒音レベルはエネルギー平均により計算した。時間率騒音レベル及び振動レベルは算術平均により計算した。

3、基準時間帯平均レベルのLAmazは、時間区分(昼間・夜間)の最大値。

4、観測時間の実測時間は、騒音が毎正時から1時間、振動は毎正時から10分間である。

5、振動レベルの”35未満”とは、測定下限値(35dB)未満、()内の数値は参考値である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果（その2）

測定年月日		平成22年10月21日(木)～22日(金)					測定地点		No. 2 地点			
測定場所		廿日市市下平良365-1 ジャパンライフ前 (国道2号西広島バイパス 道路端)										
測定時間		天候	時間区分	騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ 上端値
				LAeq	LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAmaz		L10
10:00	11:00	0	昼間	79.4	83.3	82.4	78.9	68.5	65.2	89.2	昼間	48
11:00	12:00	0		79.3	83.2	82.3	78.9	68.5	65.8	88.6		48
12:00	13:00	0		79.0	83.3	82.3	78.4	67.0	64.3	92.7		49
13:00	14:00	0		79.2	83.2	82.3	78.5	68.3	65.7	89.8		48
14:00	15:00	0		79.0	83.0	82.1	78.6	67.1	64.9	89.4		47
15:00	16:00	0		79.1	83.0	82.2	78.7	68.0	65.5	90.1		48
16:00	17:00	0		79.5	83.1	82.3	79.2	68.0	64.7	89.0		49
17:00	18:00	0		79.3	82.7	81.9	79.0	69.8	66.1	91.5		46
18:00	19:00	0		79.3	82.7	81.9	79.1	67.9	63.4	87.8		44
19:00	20:00	0		79.1	83.4	82.4	78.5	64.8	61.7	91.1		夜間
20:00	21:00	0	78.7	83.5	82.4	77.0	66.8	64.1	89.4	48		
21:00	22:00	0	78.4	83.7	82.5	75.2	64.9	62.3	93.0	49		
22:00	23:00	0	77.5	83.6	82.1	73.0	63.0	59.9	89.5	45		
23:00	0:00	0	76.8	83.6	81.7	70.8	60.9	57.7	89.9	47		
0:00	1:00	0	76.3	83.3	81.3	69.8	58.1	54.6	90.7	47		
1:00	2:00	0	76.1	83.1	80.7	68.9	55.1	50.1	91.6	48		
2:00	3:00	0	75.9	82.9	80.5	69.4	56.9	52.8	91.9	46		
3:00	4:00	0	75.7	82.9	80.3	68.0	54.6	49.7	90.4	45		
4:00	5:00	0	76.7	83.5	81.4	70.5	59.3	55.1	90.8	47		
5:00	6:00	0	78.3	84.1	82.8	73.8	63.1	60.4	93.8	49		
6:00	7:00	0	昼間	80.3	84.4	83.5	79.6	68.1	65.9	91.9	昼間	48
7:00	8:00	0		81.0	84.2	83.5	80.8	71.2	66.1	93.4		47
8:00	9:00	0		80.5	84.0	83.2	80.1	68.8	65.1	93.0		44
9:00	10:00	0		79.8	83.5	82.7	79.4	68.9	66.0	90.0		49
基準時間帯平均レベル			昼間	79	83	82	79	68	65	93	昼間	47
			夜間	77	83	81	71	59	55	94	夜間	47

注 1、基準時間帯平均レベルの欄は、騒音(昼間：6時～22時、夜間：22時～6時)、振動(昼間：7時～19時、夜間19時～7時)である。

2、基準時間帯平均レベルの等価騒音レベルは1初等平均により計算した。時間率騒音レベル及び振動レベルは算術平均により計算した。

3、基準時間帯平均レベルのLAmazは、時間区分(昼間・夜間)の最大値。

4、観測時間の実測時間は、騒音が毎正時から1時間、振動は毎正時から10分間である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果（その3）

測定年月日		平成22年10月21日 (木) ～22日 (金)					測定地点		No. 3 地点			
測定場所		廿日市市下平良368 ジャパンライフ後 (国道2号西広島バイパス 道路後背地)										
測定時間		天候	時間区分	騒音レベル (dB)							時間区分	振動レベル (dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ 上端値
				LAeq	LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAmaz		L10
10:00	11:00	0	昼間	62.7	65.7	65.2	62.7	55.8	53.7	70.5	昼間	36
11:00	12:00	0		62.9	66.3	65.6	62.7	55.4	53.7	72.1		37
12:00	13:00	0		62.2	65.7	65.0	61.8	54.1	52.4	76.7		39
13:00	14:00	0		62.2	65.5	64.9	62.2	55.2	53.6	71.3		38
14:00	15:00	0		62.1	65.3	64.8	62.1	54.6	53.1	70.4		36
15:00	16:00	0		62.2	65.3	64.7	62.2	54.8	53.3	70.0		38
16:00	17:00	0		62.4	65.3	64.8	62.5	54.8	52.8	68.6		39
17:00	18:00	0		62.1	64.7	64.1	62.2	56.0	54.1	71.7		36
18:00	19:00	0		62.7	65.1	64.6	62.9	57.9	55.5	69.0		35未満 (34)
19:00	20:00	0		62.0	65.4	64.7	61.9	53.6	51.8	74.9		36
20:00	21:00	0	61.9	65.6	64.8	61.2	54.1	52.5	69.3	39		
21:00	22:00	0	61.5	65.9	65.1	60.0	52.5	51.3	71.8	39		
22:00	23:00	0	夜間	60.7	65.8	64.6	58.6	51.1	49.1	70.4	夜間	36
23:00	0:00	0		60.2	65.8	64.6	56.7	49.8	48.1	69.7		37
0:00	1:00	0		59.7	65.5	64.2	56.3	50.1	48.4	70.0		37
1:00	2:00	0		59.4	65.5	64.0	55.5	48.1	46.0	75.1		38
2:00	3:00	0		59.5	65.1	63.7	56.2	49.8	48.1	75.3		36
3:00	4:00	0		59.2	65.3	63.7	55.0	48.1	46.3	71.0		36
4:00	5:00	0		60.0	65.8	64.4	56.5	49.0	47.5	70.0		37
5:00	6:00	0		61.5	66.3	65.5	59.1	51.9	50.4	72.6		38
6:00	7:00	0		63.5	66.9	66.3	63.2	55.2	53.6	72.3		37
7:00	8:00	0		63.7	66.3	65.7	63.8	57.5	54.3	74.0		36
8:00	9:00	0	63.4	66.3	65.7	63.5	56.1	53.7	73.4	35未満 (33)		
9:00	10:00	0	63.1	66.0	65.4	63.1	56.5	54.4	74.4	38		
基準時間帯平均レベル			昼間	63	66	65	62	55	53	77	昼間	37
			夜間	60	66	64	57	50	48	75	夜間	37

注 1、基準時間帯平均レベルの欄は、騒音（昼間：6時～22時、夜間：22時～6時）、振動（昼間：7時～19時、夜間19時～7時）である。

2、基準時間帯平均レベルの等価騒音レベルはエネルギー平均により計算した。時間率騒音レベル及び振動レベルは算術平均により計算した。

3、基準時間帯平均レベルのLAmazは、時間区分（昼間・夜間）の最大値。

4、観測時間の実測時間は、騒音が毎正時から1時間、振動は毎正時から10分間である。

5、振動レベルの”35未満”とは、測定下限値（35dB）未満、（ ）内の数値は参考値である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果（その4）

測定年月日		平成22年10月21日 (木) ～22日 (金)						測定地点		No. 4 地点		
測定場所		廿日市市宮園四丁目2番18号 仲谷宅前 道路端 (山陽自動車道横)										
測定時間		天候	時間区分	騒音レベル (dB)							時間区分	振動レベル (dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ 上端値
					LAeq	LA5	LA10	LA50	LA90	LA95		
10:00	11:00	0	昼間	54.7	57.8	56.7	52.7	46.3	43.9	79.5	昼間	35未満 (33)
11:00	12:00	0		54.2	57.3	56.0	51.8	44.8	42.1	76.2		35未満 (33)
12:00	13:00	0		53.9	57.4	56.3	52.2	45.5	43.2	76.3		35未満 (33)
13:00	14:00	0		54.1	57.2	56.0	51.9	44.9	42.4	77.8		35未満 (31)
14:00	15:00	0		55.7	57.8	56.7	52.5	46.2	44.0	84.9		35未満 (34)
15:00	16:00	0		55.1	57.9	56.6	52.5	45.8	43.5	80.0		35未満 (31)
16:00	17:00	0		55.4	58.7	57.5	53.6	47.9	46.0	75.9		35未満 (34)
17:00	18:00	0		56.6	59.3	58.3	55.0	50.0	48.0	78.2		35未満 (34)
18:00	19:00	0		57.5	60.1	59.2	56.7	53.9	53.0	73.6		35未満 (34)
19:00	20:00	0		56.3	59.3	58.3	54.9	50.5	48.3	75.0		夜間
20:00	21:00	0	55.0	58.3	57.3	53.6	47.3	45.1	78.0	35未満 (34)		
21:00	22:00	0	55.0	58.7	57.7	53.7	46.9	44.8	76.0	35		
22:00	23:00	0	夜間	54.6	58.1	57.2	53.4	46.6	43.4	78.0	35	
23:00	0:00	0		54.5	58.3	57.4	53.5	46.8	44.6	73.4	35	
0:00	1:00	0		54.4	58.1	57.3	53.7	46.2	43.2	67.4	36	
1:00	2:00	0		54.8	58.4	57.6	54.0	47.5	44.6	75.3	36	
2:00	3:00	0		54.3	58.1	57.3	53.5	46.1	43.4	65.6	35	
3:00	4:00	0		53.6	57.7	56.9	52.6	43.5	40.5	66.0	35	
4:00	5:00	0		53.4	57.2	56.2	51.3	40.9	38.7	74.1	35	
5:00	6:00	0		53.5	57.7	56.6	52.1	42.3	40.1	70.9	35未満 (34)	
6:00	7:00	0	昼間	53.8	58.1	57.0	52.3	44.2	41.6	70.3	35未満 (34)	
7:00	8:00	0		55.3	58.2	57.1	53.4	47.1	44.9	81.2	昼間	35未満 (34)
8:00	9:00	0		55.2	58.1	56.9	52.9	47.7	45.6	76.3		35未満 (34)
9:00	10:00	0		54.8	58.0	56.9	53.0	46.9	44.9	76.2		35未満 (34)
基準時間帯平均レベル			昼間	55	58	57	53	47	45	85	昼間	35未満 (33)
			夜間	54	58	57	53	45	42	78	夜間	35

注 1、基準時間帯平均レベルの欄は、騒音（昼間：6時～22時、夜間：22時～6時）、振動（昼間：7時～19時、夜間19時～7時）である。

2、基準時間帯平均レベルの等価騒音レベルはエネルギー平均により計算した。時間率騒音レベル及び振動レベルは算術平均により計算した。

3、基準時間帯平均レベルのLAmazは、時間区分（昼間・夜間）の最大値。

4、観測時間の実測時間は、騒音が毎正時から1時間、振動は毎正時から10分間である。

5、振動レベルの（ ）内の数値は、測定下限値（35dB）未満の参考値である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果（その5）

測定年月日		平成22年10月28日(木)～29日(金)					測定地点		No. 9地点			
測定場所		廿日市市宮島口一丁目4番14号 宮島口ユースホテル横 (国道2号 道路端)										
測定時間		天候	時間区分	騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ 上端値
				LAeq	LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAmaz		L10
10:00	11:00	曇	昼間	75.4	80.9	78.9	72.7	62.7	60.2	90.0	昼間	54
11:00	12:00	曇		75.4	81.1	79.2	72.6	62.2	59.0	88.8		52
12:00	13:00	曇		75.3	81.0	79.0	72.6	61.2	58.2	89.5		55
13:00	14:00	曇		75.0	80.5	78.5	72.1	60.0	55.8	90.4		54
14:00	15:00	曇		75.1	80.7	78.7	72.3	62.3	60.3	90.5		52
15:00	16:00	曇		75.3	81.0	78.9	72.5	62.1	59.4	89.7		52
16:00	17:00	曇		74.5	79.9	78.0	71.5	61.6	58.7	92.0		52
17:00	18:00	曇		74.3	79.8	77.9	71.3	60.0	56.6	92.6		52
18:00	19:00	曇		74.2	79.5	77.7	71.6	58.3	53.8	87.7		47
19:00	20:00	曇		74.8	80.3	78.4	72.2	58.1	54.4	88.4		52
20:00	21:00	曇	74.9	80.7	78.8	71.7	57.2	53.6	88.9	50		
21:00	22:00	曇	75.8	81.6	79.5	71.7	56.4	53.0	90.5	55		
22:00	23:00	曇後晴	夜間	74.8	81.2	78.9	68.3	49.4	46.6	90.5	夜間	54
23:00	0:00	晴		74.9	81.5	78.9	67.0	46.6	42.8	92.0		55
0:00	1:00	晴		75.3	82.2	79.2	64.8	43.2	40.3	96.1		56
1:00	2:00	晴		74.7	81.7	78.6	63.5	43.7	40.5	94.9		56
2:00	3:00	晴		74.7	81.8	78.5	62.8	43.2	40.9	91.4		54
3:00	4:00	晴		74.6	81.7	78.6	62.1	42.9	41.0	92.1		54
4:00	5:00	晴		75.8	83.0	80.3	65.5	45.2	43.5	91.8		57
5:00	6:00	晴		75.7	82.5	80.0	67.7	47.6	44.0	93.3		58
6:00	7:00	晴		76.0	82.0	79.9	72.2	57.0	52.0	92.6		55
7:00	8:00	晴	昼間	75.6	80.8	78.9	73.1	60.1	55.9	94.9	昼間	53
8:00	9:00	晴		75.3	80.6	78.7	72.7	59.6	56.3	91.7		54
9:00	10:00	晴		75.0	80.6	78.8	72.0	61.3	58.0	88.3		53
基準時間帯平均レベル			昼間	75	81	79	72	60	57	95	昼間	53
			夜間	75	82	79	65	45	42	96	夜間	55

注 1、基準時間帯平均レベルの欄は、騒音(昼間：6時～22時、夜間：22時～6時)、振動(昼間：7時～19時、夜間19時～7時)である。

2、基準時間帯平均レベルの等価騒音レベルはエネルギー平均により計算した。時間率騒音レベル及び振動レベルは算術平均により計算した。

3、基準時間帯平均レベルのLAmaxは、時間区分(昼間・夜間)の最大値。

4、観測時間の実測時間は、騒音が毎正時から1時間、振動は毎正時から10分間である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果（その6）

測定年月日		平成22年10月28日(木)～29日(金)					測定地点		No. 10 地点			
測定場所		廿日市市大野一丁目4番18号 広島信用金庫大野支店横 (国道2号 道路端)										
測定時間		天候	時間区分	騒音レベル(dB)						時間区分	振動レベル(dB)	
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル						80%レンジ 上端値	
				LAeq	LA5	LA10	LA50	LA90	LA95		LAmaz	L10
10:00	11:00	曇	昼間	72.0	77.5	75.6	68.8	61.1	59.2	90.0	昼間	51
11:00	12:00	曇		71.7	77.4	75.6	68.6	60.2	57.6	85.3		52
12:00	13:00	曇		72.0	77.8	75.9	68.5	59.6	57.7	91.4		52
13:00	14:00	曇		71.3	77.2	75.1	67.5	58.1	54.8	88.9		51
14:00	15:00	曇		71.7	77.3	75.4	68.5	59.4	57.1	89.3		51
15:00	16:00	曇		71.5	77.4	75.3	68.1	58.9	56.6	86.8		52
16:00	17:00	曇		71.1	76.8	74.8	67.7	58.1	55.1	88.6		52
17:00	18:00	曇		70.2	75.9	73.5	67.1	58.8	56.7	87.1		49
18:00	19:00	曇		70.6	76.2	73.8	67.3	58.7	56.3	91.4		45
19:00	20:00	曇		70.8	76.8	74.5	67.1	55.6	53.0	91.2		夜間
20:00	21:00	曇	71.0	77.1	74.7	66.6	55.0	52.6	87.6	47		
21:00	22:00	曇	71.6	78.0	75.5	66.0	52.1	50.3	86.9	52		
22:00	23:00	曇後晴	70.7	77.5	74.8	63.7	50.9	49.4	86.9	51		
23:00	0:00	晴	70.6	77.6	74.6	60.9	47.7	46.4	90.5	51		
0:00	1:00	晴	71.2	78.3	75.1	60.0	47.3	46.2	92.8	51		
1:00	2:00	晴	69.9	77.3	74.2	56.7	46.8	46.0	85.6	50		
2:00	3:00	晴	70.2	77.8	74.1	56.3	47.3	46.2	88.6	51		
3:00	4:00	晴	70.6	77.9	74.4	57.2	47.7	46.1	90.1	48		
4:00	5:00	晴	71.6	78.8	76.1	61.3	49.0	48.0	89.6	51		
5:00	6:00	晴	72.0	78.9	76.4	63.4	50.2	48.5	92.3	53		
6:00	7:00	晴	昼間	71.6	77.5	75.2	67.2	55.4	52.5	90.1	昼間	47
7:00	8:00	晴		70.1	75.5	73.4	66.5	59.3	57.3	91.1		46
8:00	9:00	晴		70.5	76.0	74.0	67.3	59.6	57.1	86.1		48
9:00	10:00	晴		70.9	76.8	74.7	67.6	58.7	56.1	86.6		51
基準時間帯平均レベル			昼間	71	77	75	68	58	56	91	昼間	50
			夜間	71	78	75	60	48	47	93	夜間	50

注 1、基準時間帯平均レベルの欄は、騒音(昼間：6時～22時、夜間：22時～6時)、振動(昼間：7時～19時、夜間19時～7時)である。

2、基準時間帯平均レベルの等価騒音レベルはエネルギー平均により計算した。時間率騒音レベル及び振動レベルは算術平均により計算した。

3、基準時間帯平均レベルのLAmazは、時間区分(昼間・夜間)の最大値。

4、観測時間の実測時間は、騒音が毎正時から1時間、振動は毎正時から10分間である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果（その7）

測定年月日		平成22年10月28日 (木) ～29日 (金)					測定地点		No. 11 地点			
測定場所		廿日市市大野一丁目4番18号 広島信用金庫大野支店横 (国道2号 道路後背地)										
測定時間		天候	時間区分	騒音レベル (dB)							時間区分	振動レベル (dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ 上端値
				LAeq	LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAmax		L10
10:00	11:00	曇	昼間	64.0	69.6	67.7	60.6	53.4	51.2	82.2	昼間	44
11:00	12:00	曇		63.3	69.0	67.3	60.2	52.5	50.1	78.5		45
12:00	13:00	曇		63.6	69.3	67.5	60.2	52.1	50.4	82.8		47
13:00	14:00	曇		62.9	68.9	66.8	59.3	50.6	48.0	78.5		45
14:00	15:00	曇		63.5	69.1	67.4	60.4	52.1	50.1	80.5		45
15:00	16:00	曇		63.5	69.2	67.3	60.1	51.6	49.6	81.8		45
16:00	17:00	曇		62.9	68.6	66.7	59.5	50.8	48.6	80.0		45
17:00	18:00	曇		62.0	67.7	65.4	58.8	51.7	49.9	79.5		44
18:00	19:00	曇		62.4	68.1	65.5	58.9	51.9	49.9	79.5		41
19:00	20:00	曇		62.3	68.3	66.1	58.6	50.0	48.7	77.7		45
20:00	21:00	曇	62.4	68.6	66.3	58.3	49.9	48.8	77.1	42		
21:00	22:00	曇	63.0	69.4	67.2	57.8	48.2	47.2	81.2	46		
22:00	23:00	曇後晴	夜間	62.0	68.8	66.4	55.7	47.6	46.7	79.7	夜間	45
23:00	0:00	晴		62.1	69.0	66.4	53.2	44.8	44.0	80.8		45
0:00	1:00	晴		62.4	69.5	66.7	51.7	44.5	43.9	82.2		44
1:00	2:00	晴		61.1	68.5	65.9	49.0	44.3	43.9	77.6		44
2:00	3:00	晴		61.5	68.9	65.9	49.5	44.3	43.6	80.6		45
3:00	4:00	晴		61.6	68.8	66.1	49.7	44.2	43.6	80.3		42
4:00	5:00	晴		63.0	69.8	67.6	54.4	46.2	45.5	79.9		44
5:00	6:00	晴		63.2	69.9	67.8	55.4	46.3	45.6	84.2		46
6:00	7:00	晴	昼間	63.1	68.6	66.6	59.2	50.9	48.1	80.2	昼間	42
7:00	8:00	晴		62.0	67.1	65.3	58.8	54.0	52.9	83.9		40
8:00	9:00	晴		62.7	68.0	66.1	59.5	53.3	52.2	82.4		43
9:00	10:00	晴		62.8	68.3	66.5	59.8	53.8	52.8	78.9		44
基準時間帯平均レベル			昼間	63	69	67	59	52	50	84	昼間	44
			夜間	62	69	67	52	45	45	84	夜間	44

注 1、基準時間帯平均レベルの欄は、騒音（昼間：6時～22時、夜間：22時～6時）、振動（昼間：7時～19時、夜間19時～7時）である。

2、基準時間帯平均レベルの等価騒音レベルはエネルギー平均により計算した。時間率騒音レベル及び振動レベルは算術平均により計算した。

3、基準時間帯平均レベルのLAmxは、時間区分（昼間・夜間）の最大値。

4、観測時間の実測時間は、騒音が毎正時から1時間、振動は毎正時から10分間である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果（その8）

測定年月日		平成22年10月28日(木)～29日(金)					測定地点		No. 12地点			
測定場所		廿日市市物見東一丁目20番4号 広島県立宮島工業高等学校前 (市道物見山1号線 道路端)										
測定時間		天候	時間区分	騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ 上端値
					LAeq	LA5	LA10	LA50	LA90	LA95		LAmx
10:00	11:00	曇	昼間	62.3	68.8	65.6	50.4	41.8	40.7	85.3	昼間	35未満 (31)
11:00	12:00	曇		61.7	68.8	65.6	50.5	41.1	40.0	81.0		35未満 (30)
12:00	13:00	曇		62.5	69.4	66.4	50.4	40.3	39.3	84.4		35未満 (33)
13:00	14:00	曇		62.4	69.0	65.6	50.8	40.8	39.6	84.7		35未満 (31)
14:00	15:00	曇		62.4	69.1	66.3	52.5	42.1	40.5	81.5		35
15:00	16:00	曇		62.7	69.3	66.5	53.8	43.2	41.3	82.0		35
16:00	17:00	曇		62.6	69.2	66.7	55.7	45.6	43.9	79.7		35未満 (33)
17:00	18:00	曇		62.8	69.5	66.9	54.5	44.4	42.5	82.6		35未満 (32)
18:00	19:00	曇		62.7	69.1	66.3	53.1	43.1	41.8	84.6		35未満 (31)
19:00	20:00	曇		61.0	67.8	64.5	50.2	42.1	40.9	83.0		夜間
20:00	21:00	曇	60.5	66.4	62.0	45.7	39.7	38.8	83.7	35未満 (24)		
21:00	22:00	曇	60.3	66.6	62.9	47.0	40.0	39.3	81.1	35未満 (27)		
22:00	23:00	曇後晴	57.8	64.6	59.6	42.7	38.8	38.3	78.6	35未満 (22)		
23:00	0:00	晴	56.1	58.3	50.1	38.8	36.5	36.1	80.4	35未満 (22)		
0:00	1:00	晴	53.5	53.4	44.6	37.4	35.9	35.6	79.8	35未満 (14)		
1:00	2:00	晴	55.6	58.8	50.3	38.0	35.9	35.5	79.3	35未満 (16)		
2:00	3:00	晴	52.6	51.1	45.4	37.4	35.4	35未満 (34.9)	78.4	35未満 (13)		
3:00	4:00	晴	56.5	57.1	47.8	36.0	35未満 (34.1)	35未満 (33.6)	81.2	35未満 (13)		
4:00	5:00	晴	54.7	54.4	45.5	37.4	35.4	35.0	81.4	35未満 (12)		
5:00	6:00	晴	54.8	58.4	51.6	39.5	36.7	36.2	79.0	35未満 (19)		
6:00	7:00	晴	昼間	61.3	67.8	63.8	45.1	39.6	38.7	82.7	昼間	35未満 (25)
7:00	8:00	晴		63.5	69.7	67.2	54.7	43.6	42.2	87.2		35未満 (31)
8:00	9:00	晴		63.0	69.5	67.0	55.9	46.1	44.3	82.9		35未満 (33)
9:00	10:00	晴		62.7	69.6	66.7	52.9	43.7	42.5	83.4		35未満 (32)
基準時間帯平均レベル			昼間	62	69	66	51	42	41	87	昼間	35未満 (32)
			夜間	55	57	49	38	36	36	81	夜間	35未満 (20)

注 1、基準時間帯平均レベルの欄は、騒音(昼間：6時～22時、夜間：22時～6時)、振動(昼間：7時～19時、夜間19時～7時)である。

2、基準時間帯平均レベルの等価騒音レベルはエネルギー平均により計算した。時間率騒音レベル及び振動レベルは算術平均により計算した。

3、基準時間帯平均レベルのLAmxは、時間区分(昼間・夜間)の最大値。

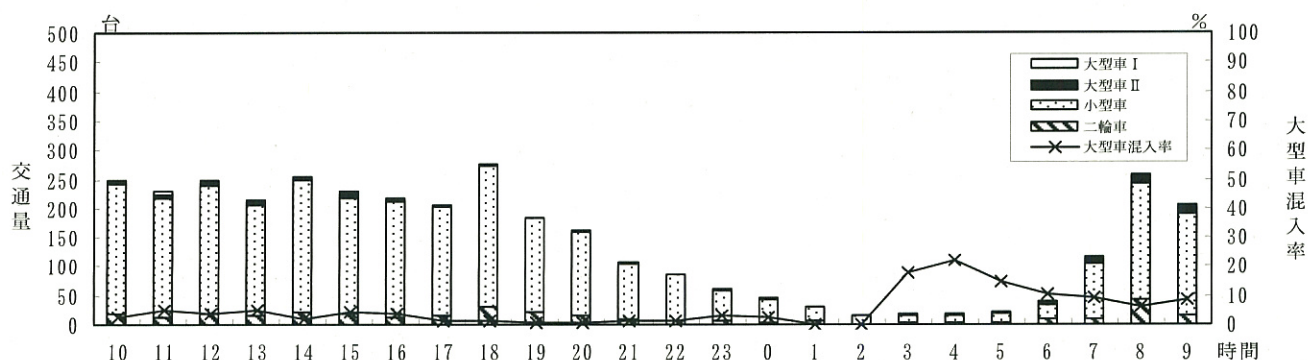
4、観測時間の実測時間は、騒音が毎正時から1時間、振動は毎正時から10分間である。

5、騒音レベル及び振動レベルの()内の数値は、測定下限値(35dB)未満の参考値である。

6 交通量調査結果

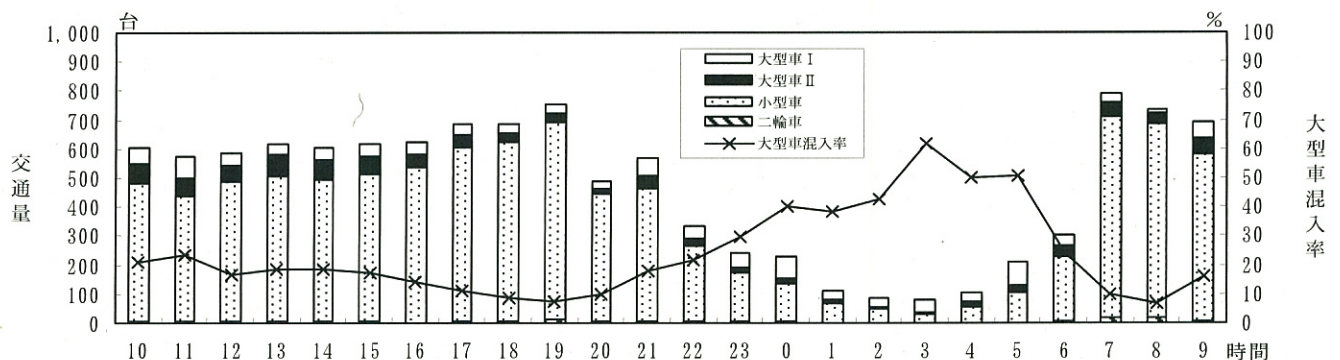
交通量調査結果（その1）

調査年月日	平成22年10月21日(木)～22日(金)					調査地点	No. 1	調査場所	廿日市市本町1番12号 廿日市警察署前(国道2号)									
方向別 調査時間	交 通 量 (台/10分間)															大型車混入率		
	上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					合 計					%		
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計
10:00～10:10	3	5	97	6	111	4	8	101	5	118	7	13	198	11	229	7.2	10.2	8.7
11:00～11:10	3	6	105	9	123	0	4	111	8	123	3	10	216	17	246	7.3	3.3	5.3
12:00～12:10	0	1	92	5	98	0	1	104	3	108	0	2	196	8	206	1.0	0.9	1.0
13:00～13:10	0	1	85	4	90	1	4	97	4	106	1	5	182	8	196	1.1	4.7	3.1
14:00～14:10	0	3	115	4	122	0	3	115	5	123	0	6	230	9	245	2.5	2.4	2.4
15:00～15:10	2	7	110	5	124	2	1	116	6	125	4	8	226	11	249	7.3	2.4	4.8
16:00～16:10	2	5	108	7	122	0	3	90	6	99	2	8	198	13	221	5.7	3.0	4.5
17:00～17:10	1	1	113	19	134	0	2	94	5	101	1	3	207	24	235	1.5	2.0	1.7
18:00～18:10	0	0	100	12	112	0	2	117	10	129	0	2	217	22	241	0.0	1.6	0.8
19:00～19:10	0	0	66	5	71	0	0	83	12	95	0	0	149	17	166	0.0	0.0	0.0
20:00～20:10	0	0	57	8	65	0	0	68	7	75	0	0	125	15	140	0.0	0.0	0.0
21:00～21:10	0	0	57	8	65	0	0	52	5	57	0	0	109	13	122	0.0	0.0	0.0
22:00～22:10	0	0	38	2	40	0	0	47	2	49	0	0	85	4	89	0.0	0.0	0.0
23:00～23:10	0	0	29	3	32	0	1	18	2	21	0	1	47	5	53	0.0	4.8	1.9
0:00～ 0:10	0	0	20	0	20	0	1	15	1	17	0	1	35	1	37	0.0	5.9	2.7
1:00～ 1:10	0	0	4	0	4	0	0	8	0	8	0	0	12	0	12	0.0	0.0	0.0
2:00～ 2:10	0	0	4	0	4	0	0	9	1	10	0	0	13	1	14	0.0	0.0	0.0
3:00～ 3:10	0	0	4	1	5	0	0	6	0	6	0	0	10	1	11	0.0	0.0	0.0
4:00～ 4:10	0	0	3	3	6	0	2	5	3	10	0	2	8	6	16	0.0	20.0	12.5
5:00～ 5:10	0	0	4	3	7	0	3	4	1	8	0	3	8	4	15	0.0	37.5	20.0
6:00～ 6:10	1	2	23	3	29	2	3	17	3	25	3	5	40	6	54	10.3	20.0	14.8
7:00～ 7:10	0	4	60	13	77	0	0	51	10	61	0	4	111	23	138	5.2	0.0	2.9
8:00～ 8:10	2	4	97	20	123	2	3	108	22	135	4	7	205	42	258	4.9	3.7	4.3
9:00～ 9:10	2	6	66	10	84	4	9	88	7	108	6	15	154	17	192	9.5	12.0	10.9
昼間(7～19)	15	43	1,148	114	1,320	13	40	1,192	91	1,336	28	83	2,340	205	2,656	平均大型車混入率		
夜間(19～7)	1	2	309	36	348	2	10	332	37	381	3	12	641	73	729			
合 計	16	45	1,457	150	1,668	15	50	1,524	128	1,717	31	95	2,981	278	3,385	3.7	3.8	3.7



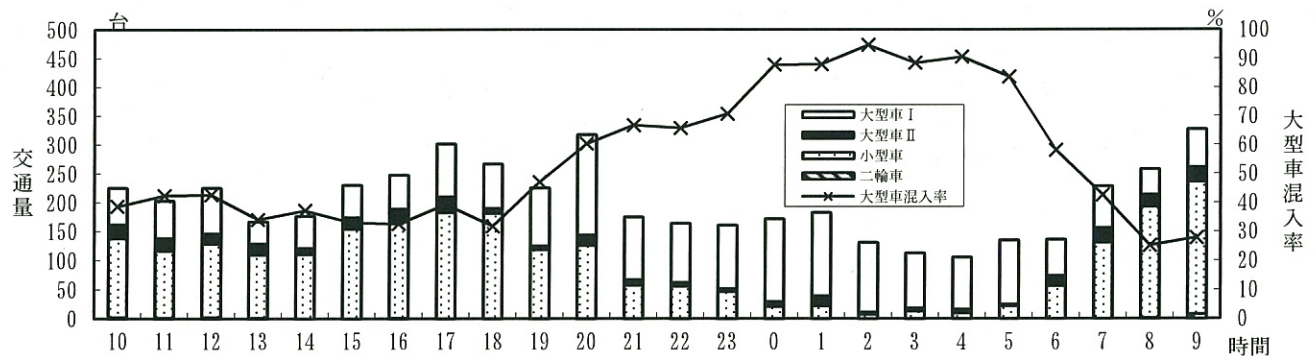
交通量調査結果（その2）

調査年月日	平成22年10月21日(木)～22日(金)					調査地点	No. 2	調査場所	廿日市市下平良365-1 ジャパンライフ前 (国道2号西広島バypass)									
方向別 調査時間	交 通 量 (台/10分間)															大型車混入率		
	上り (大竹→広島方面)					下り (広島→大竹方面)					合 計					%		
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計
10:00～10:10	16	74	241	4	335	19	26	239	2	286	35	100	480	6	621	26.9	15.7	21.7
11:00～11:10	31	76	315	1	423	29	30	289	3	351	60	106	604	4	774	25.3	16.8	21.4
12:00～12:10	36	52	261	2	351	29	18	259	1	307	65	70	520	3	658	25.1	15.3	20.5
13:00～13:10	23	44	213	2	282	15	13	216	1	245	38	57	429	3	527	23.8	11.4	18.0
14:00～14:10	15	73	221	4	313	27	18	288	1	334	42	91	509	5	647	28.1	13.5	20.6
15:00～15:10	30	27	295	1	353	23	20	286	1	330	53	47	581	2	683	16.1	13.0	14.6
16:00～16:10	32	18	281	4	335	28	18	271	3	320	60	36	552	7	655	14.9	14.4	14.7
17:00～17:10	16	27	300	3	346	7	8	246	3	264	23	35	546	6	610	12.4	5.7	9.5
18:00～18:10	7	17	345	3	372	15	7	312	9	343	22	24	657	12	715	6.5	6.4	6.4
19:00～19:10	14	20	300	3	337	9	8	380	5	402	23	28	680	8	739	10.1	4.2	6.9
20:00～20:10	19	12	191	0	222	15	8	247	5	275	34	20	438	5	497	14.0	8.4	10.9
21:00～21:10	21	15	129	4	169	21	8	177	2	208	42	23	306	6	377	21.3	13.9	17.2
22:00～22:10	9	3	101	1	114	23	3	158	2	186	32	6	259	3	300	10.5	14.0	12.7
23:00～23:10	17	12	55	0	84	12	9	90	1	112	29	21	145	1	196	34.5	18.8	25.5
0:00～ 0:10	16	10	58	4	88	19	12	52	4	87	35	22	110	8	175	29.5	35.6	32.6
1:00～ 1:10	12	7	40	0	59	18	4	38	2	62	30	11	78	2	121	32.2	35.5	33.9
2:00～ 2:10	12	10	29	1	52	29	10	24	1	64	41	20	53	2	116	42.3	60.9	52.6
3:00～ 3:10	16	11	22	0	49	7	8	20	1	36	23	19	42	1	85	55.1	41.7	49.4
4:00～ 4:10	23	2	32	1	58	14	18	42	0	74	37	20	74	1	132	43.1	43.2	43.2
5:00～ 5:10	23	15	48	0	86	24	17	53	1	95	47	32	101	1	181	44.2	43.2	43.6
6:00～ 6:10	20	20	131	2	173	17	28	124	0	169	37	48	255	2	342	23.1	26.6	24.9
7:00～ 7:10	13	43	397	16	469	19	26	336	3	384	32	69	733	19	853	11.9	11.7	11.8
8:00～ 8:10	5	46	356	15	422	18	15	328	8	369	23	61	684	23	791	12.1	8.9	10.6
9:00～ 9:10	34	74	276	7	391	22	20	254	5	301	56	94	530	12	692	27.6	14.0	21.7
昼間(7～19)	258	571	3,501	62	4,392	251	219	3,324	40	3,834	509	790	6,825	102	8,226	平均大型車 混入率		
夜間(19～7)	202	137	1,136	16	1,491	208	133	1,405	24	1,770	410	270	2,541	40	3,261			
合 計	460	708	4,637	78	5,883	459	352	4,729	64	5,604	919	1,060	9,366	142	11,487	19.9	14.5	17.2



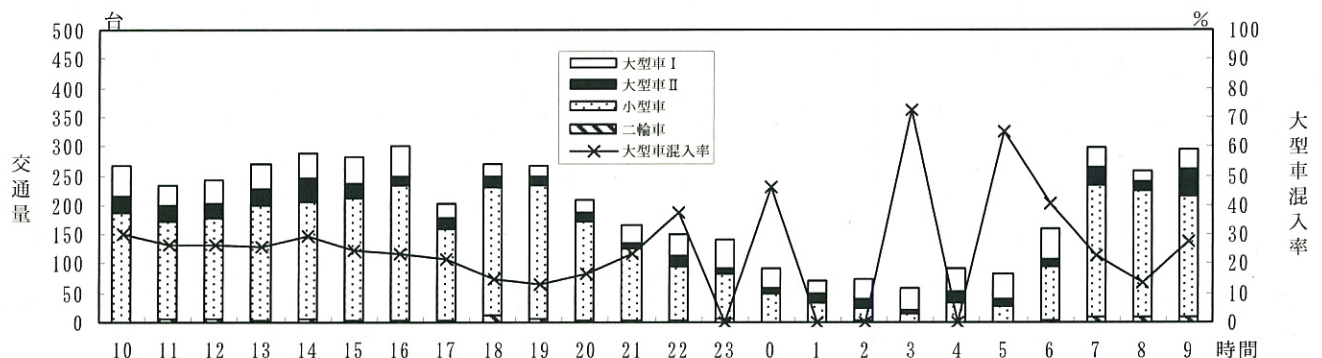
交通量調査結果（その3）

調査年月日	平成22年10月21日(木)～22日(金)					調査地点	No. 4	調査場所	廿日市市宮園上一丁目(山陽自動車道)									
方向別 調査時間	交 通 量 (台/10分間)															大型車混入率		
	上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					合 計					%		
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計
10:00～10:10	31	11	60	0	102	32	13	76	2	123	63	24	136	2	225	41.2	36.6	38.7
11:00～11:10	29	12	60	0	101	36	9	56	1	102	65	21	116	1	203	40.6	44.1	42.4
12:00～12:10	40	11	59	0	110	39	6	68	2	115	79	17	127	2	225	46.4	39.1	42.7
13:00～13:10	25	6	37	0	68	13	13	72	1	99	38	19	109	1	167	45.6	26.3	34.1
14:00～14:10	29	2	65	0	96	27	8	46	0	81	56	10	111	0	177	32.3	43.2	37.3
15:00～15:10	35	9	82	0	126	21	11	72	0	104	56	20	154	0	230	34.9	30.8	33.0
16:00～16:10	38	15	98	1	152	21	7	68	0	96	59	22	166	1	248	34.9	29.2	32.7
17:00～17:10	57	12	122	0	191	35	15	61	0	111	92	27	183	0	302	36.1	45.0	39.4
18:00～18:10	42	6	94	0	142	35	2	88	0	125	77	8	182	0	267	33.8	29.6	31.8
19:00～19:10	64	2	66	0	132	36	4	53	0	93	100	6	119	0	225	50.0	43.0	47.1
20:00～20:10	84	4	72	0	160	90	14	54	0	158	174	18	126	0	318	55.0	65.8	60.4
21:00～21:10	63	8	31	0	102	45	1	27	0	73	108	9	58	0	175	69.6	63.0	66.9
22:00～22:10	56	3	36	0	95	46	3	20	0	69	102	6	56	0	164	62.1	71.0	65.9
23:00～23:10	65	1	20	0	86	44	4	27	0	75	109	5	47	0	161	76.7	64.0	70.8
0:00～ 0:10	62	5	11	0	78	81	3	10	0	94	143	8	21	0	172	85.9	89.4	87.8
1:00～ 1:10	58	8	10	0	76	86	9	12	0	107	144	17	22	0	183	86.8	88.8	88.0
2:00～ 2:10	48	2	4	0	54	72	2	3	0	77	120	4	7	0	131	92.6	96.1	94.7
3:00～ 3:10	31	1	5	0	37	64	4	8	0	76	95	5	13	0	113	86.5	89.5	88.5
4:00～ 4:10	32	0	4	0	36	58	6	6	0	70	90	6	10	0	106	88.9	91.4	90.6
5:00～ 5:10	57	3	14	0	74	53	0	8	0	61	110	3	22	0	135	81.1	86.9	83.7
6:00～ 6:10	29	3	24	0	56	33	14	33	0	80	62	17	57	0	136	57.1	58.8	58.1
7:00～ 7:10	20	11	52	0	83	52	14	79	0	145	72	25	131	0	228	37.3	45.5	42.5
8:00～ 8:10	16	9	67	0	92	29	11	125	1	166	45	20	192	1	258	27.2	24.1	25.2
9:00～ 9:10	28	17	77	0	122	38	8	151	8	205	66	25	228	8	327	36.9	22.4	27.8
昼間(7～19)	390	121	873	1	1,385	378	117	962	15	1,472	768	238	1,835	16	2,857	平均大型車 混入率		
夜間(19～7)	649	40	297	0	986	708	64	261	0	1,033	1,357	104	558	0	2,019			
合 計	1,039	161	1,170	1	2,371	1,086	181	1,223	15	2,505	2,125	342	2,393	16	4,876	50.6	50.6	50.6



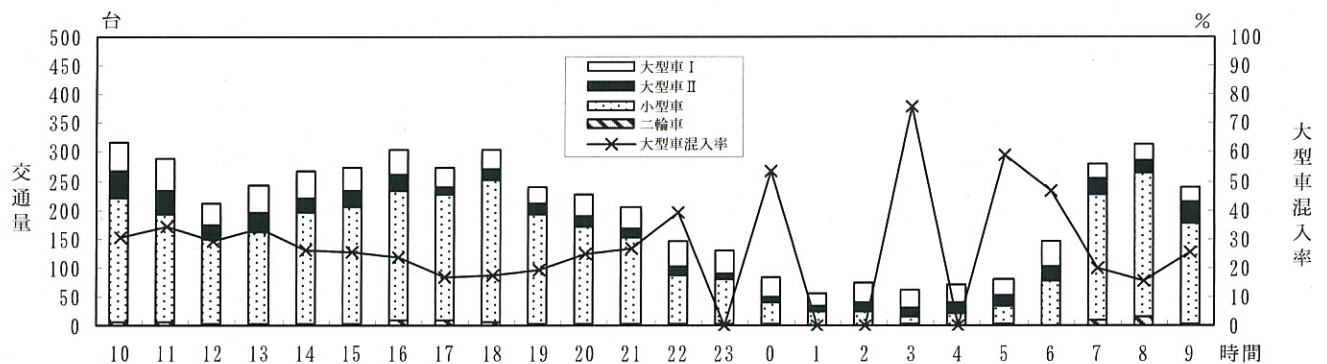
交通量調査結果（その4）

調査年月日	平成22年10月28日(木)～29日(金)					調査地点	No. 9	調査場所	廿日市市宮島口一丁目4番14号 宮島口ユースホステル前(国道2号)									
方向別 調査時間	交 通 量 (台/10分間)															大型車混入率		
	上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					合 計					%		
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計
10:00～10:10	26	28	91	1	146	11	18	90	0	119	37	46	181	1	265	37.0	24.4	31.3
11:00～11:10	26	28	89	0	143	10	10	93	1	114	36	38	182	1	257	37.8	17.5	28.8
12:00～12:10	31	13	50	0	94	10	16	75	0	101	41	29	125	0	195	46.8	25.7	35.9
13:00～13:10	33	21	80	3	137	17	20	106	1	144	50	41	186	4	281	39.4	25.7	32.4
14:00～14:10	23	24	94	1	142	8	15	107	2	132	31	39	201	3	274	33.1	17.4	25.5
15:00～15:10	22	22	66	0	110	15	10	105	1	131	37	32	171	1	241	40.0	19.1	28.6
16:00～16:10	23	18	118	3	162	19	16	108	4	147	42	34	226	7	309	25.3	23.8	24.6
17:00～17:10	12	15	91	2	120	13	13	99	1	126	25	28	190	3	246	22.5	20.6	21.5
18:00～18:10	9	10	99	3	121	8	3	125	6	142	17	13	224	9	263	15.7	7.7	11.4
19:00～19:10	18	4	113	3	138	13	5	109	5	132	31	9	222	8	270	15.9	13.6	14.8
20:00～20:10	12	9	55	7	83	16	6	103	1	126	28	15	158	8	209	25.3	17.5	20.6
21:00～21:10	29	6	64	0	99	19	2	65	0	86	48	8	129	0	185	35.4	24.4	30.3
22:00～22:10	41	3	47	1	92	23	3	48	0	74	64	6	95	1	166	47.8	35.1	42.2
23:00～23:10	23	9	26	1	59	28	1	36	1	66	51	10	62	2	125	54.2	43.9	48.8
0:00～ 0:10	11	11	19	0	41	14	9	26	0	49	25	20	45	0	90	53.7	46.9	50.0
1:00～ 1:10	10	6	16	1	33	17	10	15	1	43	27	16	31	2	76	48.5	62.8	56.6
2:00～ 2:10	15	14	8	2	39	11	7	8	0	26	26	21	16	2	65	74.4	69.2	72.3
3:00～ 3:10	10	10	15	0	35	10	6	9	0	25	20	16	24	0	60	57.1	64.0	60.0
4:00～ 4:10	21	1	14	1	37	21	14	10	0	45	42	15	24	1	82	59.5	77.8	69.5
5:00～ 5:10	20	16	17	1	54	37	14	23	0	74	57	30	40	1	128	66.7	68.9	68.0
6:00～ 6:10	19	8	48	1	76	17	12	42	0	71	36	20	90	1	147	35.5	40.8	38.1
7:00～ 7:10	9	9	98	3	119	9	16	87	7	119	18	25	185	10	238	15.1	21.0	18.1
8:00～ 8:10	5	12	135	4	156	18	7	115	6	146	23	19	250	10	302	10.9	17.1	13.9
9:00～ 9:10	17	21	87	2	127	16	14	78	1	109	33	35	165	3	236	29.9	27.5	28.8
昼間(7～19)	236	221	1,098	22	1,577	154	158	1,188	30	1,530	390	379	2,286	52	3,107	平均大型車 混入率		
夜間(19～7)	229	97	442	18	786	226	89	494	8	817	455	186	936	26	1,603			
合 計	465	318	1,540	40	2,363	380	247	1,682	38	2,347	845	565	3,222	78	4,710	33.1	26.7	29.9



交通量調査結果（その5）

調査年月日	平成22年10月28日(木)～29日(金)					調査地点	No. 10	調査場所	廿日市市大野一丁目4番18号 広島信用金庫大野支店前 (国道2号)									
方向別 調査時間	交 通 量 (台/10分間)															大型車混入率		
	上り (大竹→広島方面)					下り (広島→大竹方面)					合 計					%		
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計
10:00～10:10	38	28	74	8	148	17	13	89	1	120	55	41	163	9	268	44.6	25.0	35.8
11:00～11:10	32	18	86	0	136	18	12	102	0	132	50	30	188	0	268	36.8	22.7	29.9
12:00～12:10	22	17	67	0	106	17	16	100	3	136	39	33	167	3	242	36.8	24.3	29.8
13:00～13:10	23	10	92	1	126	20	18	81	1	120	43	28	173	2	246	26.2	31.7	28.9
14:00～14:10	23	13	114	2	152	28	14	89	4	135	51	27	203	6	287	23.7	31.1	27.2
15:00～15:10	33	15	83	1	132	23	7	116	1	147	56	22	199	2	279	36.4	20.4	28.0
16:00～16:10	21	16	110	0	147	19	9	112	1	141	40	25	222	1	288	25.2	19.9	22.6
17:00～17:10	24	7	107	1	139	14	10	104	6	134	38	17	211	7	273	22.3	17.9	20.1
18:00～18:10	16	3	142	7	168	8	4	124	2	138	24	7	266	9	306	11.3	8.7	10.1
19:00～19:10	23	2	107	3	135	15	5	97	1	118	38	7	204	4	253	18.5	16.9	17.8
20:00～20:10	10	3	70	2	85	7	4	90	3	104	17	7	160	5	189	15.3	10.6	12.7
21:00～21:10	32	3	50	2	87	19	7	67	1	94	51	10	117	3	181	40.2	27.7	33.7
22:00～22:10	19	3	36	0	58	17	3	59	1	80	36	6	95	1	138	37.9	25.0	30.4
23:00～23:10	30	1	26	2	59	21	2	29	1	53	51	3	55	3	112	52.5	43.4	48.2
0:00～ 0:10	26	0	23	0	49	19	2	24	0	45	45	2	47	0	94	53.1	46.7	50.0
1:00～ 1:10	22	0	10	1	33	20	1	15	0	36	42	1	25	1	69	66.7	58.3	62.3
2:00～ 2:10	22	5	12	0	39	23	2	8	0	33	45	7	20	0	72	69.2	75.8	72.2
3:00～ 3:10	11	1	11	0	23	19	5	6	1	31	30	6	17	1	54	52.2	77.4	66.7
4:00～ 4:10	24	5	13	0	42	27	4	6	0	37	51	9	19	0	79	69.0	83.8	75.9
5:00～ 5:10	20	4	17	0	41	42	4	11	0	57	62	8	28	0	98	58.5	80.7	71.4
6:00～ 6:10	18	4	41	0	63	13	5	40	1	59	31	9	81	1	122	34.9	30.5	32.8
7:00～ 7:10	12	5	107	3	127	6	17	128	12	163	18	22	235	15	290	13.4	14.1	13.8
8:00～ 8:10	17	5	111	3	136	8	17	129	8	162	25	22	240	11	298	16.2	15.4	15.8
9:00～ 9:10	23	8	79	0	110	18	12	86	2	118	41	20	165	2	228	28.2	25.4	26.8
昼間(7～19)	284	145	1,172	26	1,627	196	149	1,260	41	1,646	480	294	2,432	67	3,273	平均大型車 混入率		
夜間(19～7)	257	31	416	10	714	242	44	452	9	747	499	75	868	19	1,461			
合 計	541	176	1,588	36	2,341	438	193	1,712	50	2,393	979	369	3,300	86	4,734	30.6	26.4	28.5



交通量調査結果（その6）

調査年月日	平成22年10月28日(木)～29日(金)					調査地点	No. 12	調査場所	廿日市市物見東一丁目20番4号 広島県立宮島工業高等学校前(市道物見山1号線)									
方向別 調査時間	交 通 量 (台/10分間)															大型車混入率		
	上り (大野IC→国道2号方面)					下り (国道2号→大野IC方面)					合 計					%		
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計
10:00～10:10	0	1	12	1	14	1	2	7	1	11	1	3	19	2	25	7.1	27.3	16.0
11:00～11:10	0	0	7	0	7	1	3	9	1	14	1	3	16	1	21	0.0	28.6	19.0
12:00～12:10	3	1	11	1	16	1	0	8	0	9	4	1	19	1	25	25.0	11.1	20.0
13:00～13:10	0	0	11	1	12	1	2	8	0	11	1	2	19	1	23	0.0	27.3	13.0
14:00～14:10	0	6	13	1	20	1	2	9	0	12	1	8	22	1	32	30.0	25.0	28.1
15:00～15:10	2	2	16	1	21	1	1	9	1	12	3	3	25	2	33	19.0	16.7	18.2
16:00～16:10	1	2	8	0	11	0	1	12	0	13	1	3	20	0	24	27.3	7.7	16.7
17:00～17:10	1	1	13	1	16	0	3	12	2	17	1	4	25	3	33	12.5	17.6	15.2
18:00～18:10	0	1	16	1	18	1	1	14	0	16	1	2	30	1	34	5.6	12.5	8.8
19:00～19:10	0	0	9	0	9	0	0	6	0	6	0	0	15	0	15	0.0	0.0	0.0
20:00～20:10	0	0	5	1	6	0	0	10	2	12	0	0	15	3	18	0.0	0.0	0.0
21:00～21:10	0	0	8	0	8	2	0	6	2	10	2	0	14	2	18	0.0	20.0	11.1
22:00～22:10	0	0	5	0	5	0	0	6	0	6	0	0	11	0	11	0.0	0.0	0.0
23:00～23:10	0	0	2	0	2	0	1	0	0	1	0	1	2	0	3	0.0	100.0	33.3
0:00～ 0:10	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	6	0	6	0.0	0.0	0.0
1:00～ 1:10	2	1	1	0	4	0	0	10	1	11	2	1	11	1	15	75.0	0.0	20.0
2:00～ 2:10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0.0	0.0	0.0
3:00～ 3:10	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	100.0	0.0	100.0
4:00～ 4:10	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	2	0.0	100.0	50.0
5:00～ 5:10	1	0	0	0	1	0	1	2	0	3	1	1	2	0	4	100.0	33.3	50.0
6:00～ 6:10	0	2	4	0	6	0	0	0	0	0	0	2	4	0	6	33.3	0.0	33.3
7:00～ 7:10	1	1	6	1	9	1	1	11	1	14	2	2	17	2	23	22.2	14.3	17.4
8:00～ 8:10	1	1	11	0	13	6	6	25	0	37	7	7	36	0	50	15.4	32.4	28.0
9:00～ 9:10	1	0	11	0	12	1	2	11	3	17	2	2	22	3	29	8.3	17.6	13.8
昼間(7～19)	10	16	135	8	169	15	24	135	9	183	25	40	270	17	352	平均大型車 混入率		
夜間(19～7)	4	3	35	1	43	3	2	47	5	57	7	5	82	6	100			
合 計	14	19	170	9	212	18	26	182	14	240	32	45	352	23	452	15.6	18.3	17.0

